

令和4年福島県沖地震に係る住宅の応急修理制度（災害救助法）

施工業者の方へ

※応急修理は市が施工業者の方へ依頼して実施します。

※原則、修理の着手前に申込みが必要になります。既に修理が終了し、修理費の支払が完了している場合は対象となりません。

※不明点等は、お問合せください。

1 住宅応急修理見積書（様式第3号）等

(1) 住宅応急修理見積書等の作成（様式第3号）

申込者の依頼する修理箇所について、打ち合わせの上、様式第3号により屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記し見積書を作成してください。

また、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真が必要になります。

1 世帯あたりの限度額は税込59万5千円（準半壊は、税込30万円）です。限度額を超える場合や応急修理範囲外のものは、対象となりませんのでご注意ください。

応急修理の範囲 ①屋根等の**基本部分** ②ドア、窓等の外部に面した**開口部** ③上下水道等の**配管・配線** ④トイレ、風呂等の**衛生設備**

「応急修理の範囲」のうち日常生活に必要欠くことのできない部分でより緊急を要する箇所。

※地震の被害と直接関係ある修理のみが対象。

※内装に関するものは原則として対象外。

（壊れた床の修理と併せて畳等を補修する場合、壊れた壁とともに壁紙を補修する場合は、当該床、壁の部分に限り対象。）

※柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可。

※家電製品は対象外。

※リフォームや仕様のグレードアップとなるものは対象外。

※応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分及び日常生活に欠くことのできない破損箇所（土台、床、壁、窓、戸、天井、屋根等の如何を問わない。）に限られ、一般的に修理は屋根、壁、床など、より緊急を要する部分から実施する。

作成書類一覧

- 住宅応急修理見積書（屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を明記）/様式第3号
- 施工前の修理箇所等の被害状況が分かる写真

※指定業者以外は、「**指定業者登録申請書**」を作成、提出してください。
住宅の応急修理制度は、自宅の建築を施工した業者や近所の業者等へ見積書作成を依頼し、申込みをすることが可能です。

住宅応急修理見積書を作成後、申込者に修理箇所や費用など、見積内容をよく説明した上で、お渡しください。

指定業者が提出する場合には、見積書の下欄の内容確認に申込者の自署又は記名押印をいただいた後に、住宅応急修理見積書及び被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を住宅政策課に提出願います。

市は、提出された修理見積書を審査し、修理依頼書を交付します。

また、申込者に対し、応急修理決定通知書を交付します。

(2) 応急修理の実施

市から修理依頼書の交付がありましたら、申込者と日程を調整の上、工事を進めてください。

なお、施工前、施工中、施工後の写真が必要になりますので、忘れずに撮影願います。

(3) 工事完了報告書(申込者による完了確認の上)、写真の提出

工事完了後、工事完了報告書の下欄の完了確認に申込者の自署又は記名押印をいただいでください。

報告書等必要書類を住宅政策課に提出願います。

市では、審査を行った上で施工業者に費用を支払います。

必要書類一覧

- 工事完了報告書/様式第6号
- 修理見積書(写)
- 施工前、施工中、施工後の写真
- 請求書

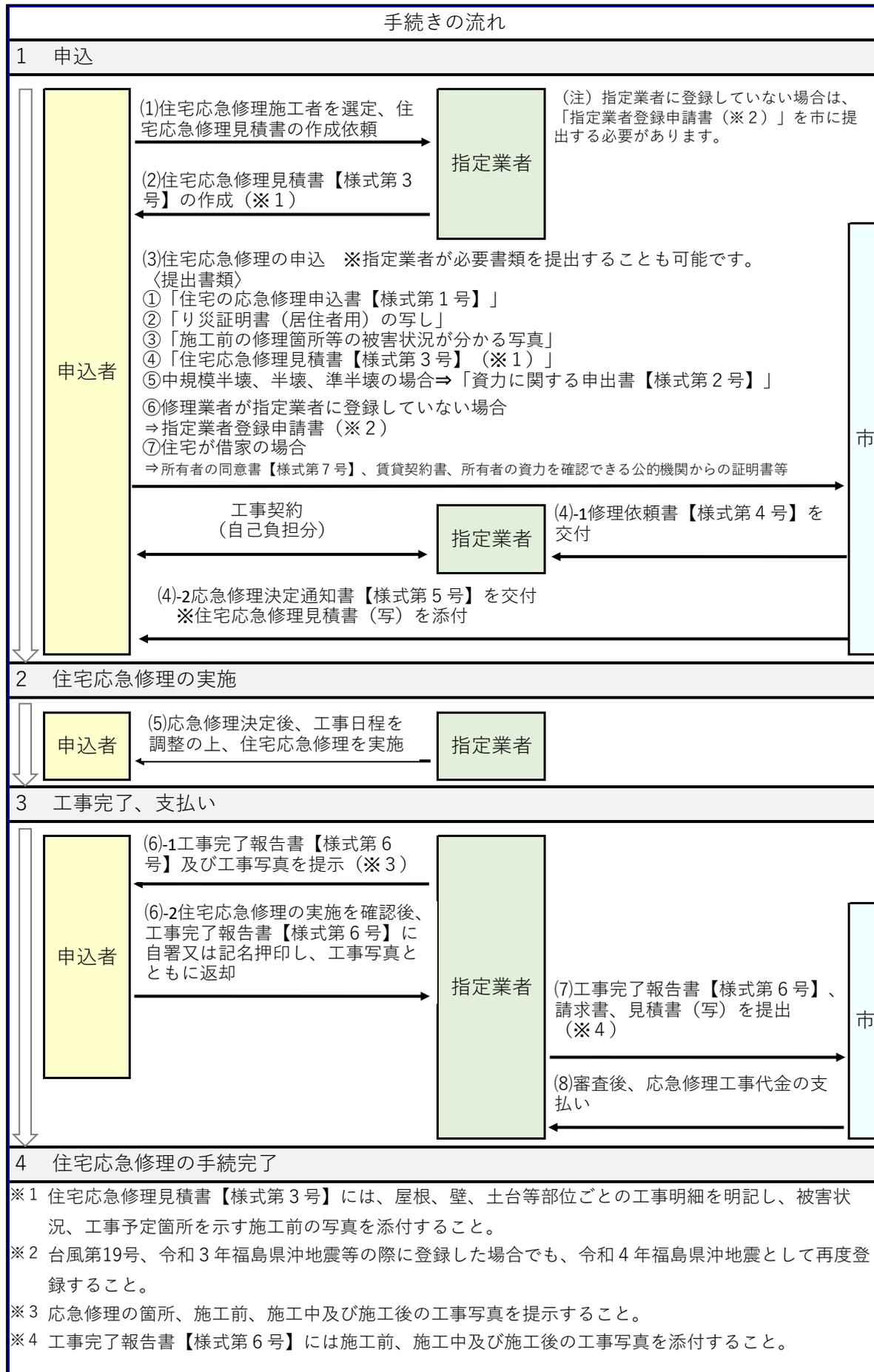
様式データは、市のウェブサイトからダウンロードできます。

2 お問い合わせ先

郡山市建設交通部住宅政策課

郡山市朝日1-23-7(郡山市役所本庁舎3階)

☎024-924-2631



住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- ① 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ② 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ④ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- ⑤ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ⑥ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- ⑦ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ⑧ 壊れた給排気設備の取替
- ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ⑩ 電気、ガス、電話等の配管や配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ⑪ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - （例）○壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（×洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
- ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - （例）×壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - ×畳や壁紙のみの補修
- ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - （例）○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- ④ 家電製品（独立式ガスコンロ・食洗器・クーラー等）は対象外である。

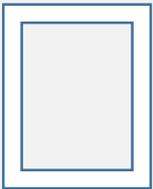
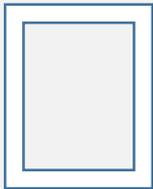
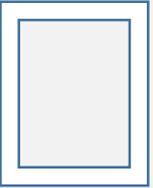
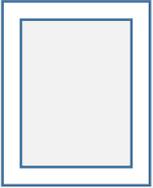
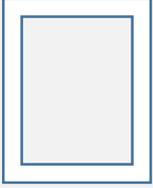
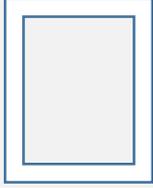
(参考) 応急修理の写真について

- 1 見積書の部位ごとに撮影します。
- 2 それぞれの部位ごとに施工前、施工中、施工後を撮影します。(可能なかぎり同じ方向から撮影します。)
- 3 見積書の項目に沿って施工前、施工中、施工後の順に写真をまとめます。

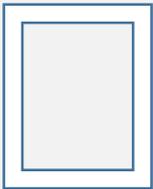
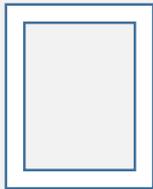
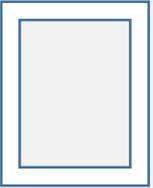
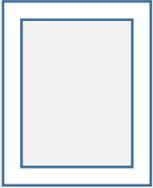
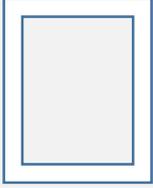
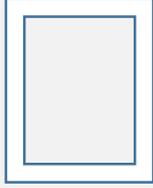
[工事写真の例]

見積書の項目が仮設工事、屋根工事、床工事の場合
(項目ごとにまとめて可)

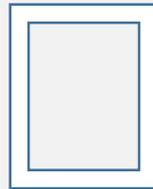
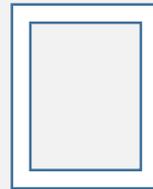
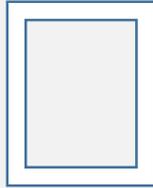
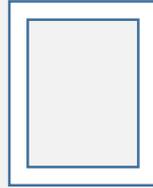
【施工前】

仮設工事	
	
屋根工事	
	
床工事	
	

【施工中】

仮設工事	
	
屋根工事	
	
床工事	
	

【施工後】

仮設工事	
	
屋根工事	
	
床工事	
